

答 申

1 審査会の結論

実施機関は、当初の部分公開を取り消し、当初非公開としなかった情報のうち法人情報に該当する情報を非公開とすべきである。異議申立人のその余の申立ては、棄却すべきである。

2 異議申立てに至る経過

公開請求者は、平成 17 年 9 月 16 日付けでいなべ市長（以下「実施機関」という。）に対して、いなべ市情報公開条例（平成 15 年いなべ市条例第 8 号。以下「条例」という。）に基づき「地理情報システム構築業務で国際航業が提出した見積書と契約額の差額約 1,600 万円に当たる業務分の予定価格と同業務に関し市と国際航業がやりとりした文書」の公開請求を行った。

実施機関は、公開請求に該当する公文書として、いなべ市がいなべ市地理情報システム構築業務を委託する際の業者選定過程で契約業者が提出した「いなべ市地理情報システム構築業務見積書」（以下「本件対象公文書」という。）を特定した。

実施機関は、本件対象公文書に実施機関以外の第三者の情報が含まれていると判断し、平成 17 年 10 月 4 日付けで当該第三者に対して公文書の開示に係る意見を照会した。

なお、実施機関は、公開決定に際して 30 日間の決定期間の延長を行い、公開請求者あてに通知した。

第三者は、平成 17 年 10 月 17 日付けで回答したが、その内容は、本件対象公文書の公開に関して公開に反対するというものであった。

実施機関は、平成 17 年 10 月 31 日付けで本件対象公文書について部分公開の決定（以下「本件処分」という。）をした。

実施機関は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 13 条第 3 項の規定を準用し、公文書の公開の日時を平成 17 年 11 月 14 日とし、決定日から公開実施までに 2 週間の期間を置き、公開請求者あてに通知した。また、第三者に対しても本件処分の内容を通知し、さらに本件処分について行政不服審査法に基づく不服申立てができることを通知した。

なお、条例は法第 13 条第 3 項に相当する規定を置いていないが、実施機関は反対意見を提出した第三者が公文書の公開の実施前に当該決定を争う機会を保障する必要があると判断したものである。

本件処分に係る第三者は、平成 17 年 11 月 11 日付けで実施機関あてに部分公開決定の取消しを求めて異議申立てをした。

実施機関は、平成 17 年 11 月 11 日付けで本件異議申立てに係る決定をするまでの間、職権で部分公開決定の効力を停止した。

実施機関は、平成 17 年 11 月 21 日付けで条例第 14 条に基づきいなべ市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、条例第 7 条第 5 項及び第三者情報等の意見聴取に関する事務取扱要領（平成 16 年いなべ市訓令第 12 号）に基づく手続により反対意見書を提出した本件処分に係る利害関係人である第三者らからの申立てである。

本件異議申立ての趣旨は、本件対象公文書のうち見積書の一部を公開することとした決定を取り消

し、公開するとしても公開する箇所を局限することを求めるものである。

異議申立ての理由

異議申立人の主張は次のとおりであって、実施機関の部分公開決定は取り消されるべきであるというものである。

ア 見積書は、申立人の生産技術上のノウハウや営業秘密に属する情報である。また、申立人の取引先に係る直接経費の項目に係る情報があり、種別、数量及び金額を示しており、原価が容易に明らかとなる。これらの情報が明らかになった場合、申立人とその調達先との今後の取引、交渉等に困難を来し、調達先の申立人に対する信頼を失う可能性がある。したがって、条例第9条第3号本文に該当する情報であり公開すべきではない。

4 実施機関の説明要旨

実施機関は、次の理由により本件対象公文書を部分公開とした。

本件対象公文書について

いなべ市は、いなべ市地理情報システム構築業務を委託する際の業者選定に際し、各社から技術提案を受けて審査し、具体的な契約交渉の相手方を決定する方式（プロポーザル方式）を採用した。本件対象公文書は、いなべ市がプロポーザルの結果特定された契約予定業者から取得したものであり、契約予定業者がいなべ市との協議により定めた仕様について積算した見積書である。

条例第9条第3号の該当性について

見積書添付の内訳総括表中の備考欄の諸経費率算出方法、内訳書並びに明細書中の単価及び金額及び一位代価表中の名称欄の変化率、数量、単価、金額、摘要欄の単価並びに金額算出根拠は、提出業者が見積額の算出に至った経過を示す情報である。当該情報は、一般的に公表されていない情報であり、公開することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものに該当すると判断した。

条例第9条第3号ただし書の該当性について

本件対象公文書の情報は、法人等の情報であっても事業活動によって生じる危害から人の生命、身体及び健康を保護し、又は違法若しくは著しく不当な事業活動によって生ずる支障から市民の生活を保護するため公開することが必要である情報とはかかわりのない情報である。したがって、条例第9条第3号ただし書ア、イ又はウに定める法人等情報の例外に該当しないことは、明らかである。

5 審査会の判断

基本的な考え方について

いなべ市情報公開条例の制定目的は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するというものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害され、又は行政の公正かつ適正な運営が損なわれるなど公益を害することがないよう、原則公開の例外を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書は、いなべ市がいなべ市地理情報システム構築業務に係る委託契約を締結する際に、予定業者から取得した見積書である。当審査会において当該文書を確認したところ、見積書に記載された内容はおおよそ次のとおりであり、法人に関する情報であると認められる。

ア 見積書表紙

件名、見積総額、見積条件及び契約予定業者の法人識別情報（営業所名、営業所印、営業所長名及び営業所長印をいう。以下同じ。）が記載されている。

見積条件には、見積項目に係る情報が含まれている。

イ 内訳総括表

件名、項目、項目ごとの見積金額、間接経費（諸経費）、見積総額に係る情報が記載されている。

なお、見積もりした項目はいなべ市の仕様、業者からの提案内容及び協議により定まったものである。

ウ 内訳書及び明細書

項目ごとの見積金額を算出するものであって各項目の業務に必要な作業内容並びに構成、数量、単価及び金額が記載されている。

エ 一位代価表

作業内容ごとの金額を算出するものであって必要項目、数量、単価及び金額が記載されている。

また、作業内容を示す必要項目の構成は、提出業者の営業活動によって獲得したノウハウと認められる。

条例第9条第3号について

本号は、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保護する必要があることから、事業活動に係る情報で、公開することにより、当該法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものが記録されている公文書は、非公開とすることを定め、一方で本号ただし書は、法人等の情報であっても事業活動によって生じる危害から人の生命、身体及び健康を保護し、又は違法若しくは著しく不当な事業活動によって生ずる支障から市民の生活を保護するため公開することが必要であると認められる情報が記録されている公文書は、本号本文に該当する場合であっても、公開することとしている。

ア 条例第9条第3号本文の該当性について

（ア）内訳総括表中の業者の独自提案に係る情報は、プロポーザル方式を採用したいいなべ市の要請に
応えて業者がした独自の提案内容に係る情報である。技術提案型の営業活動で提出した見積書に
は、業者が通常では公表又は公開していない情報が記載されているものと認められ、又は提案項
目そのものに業者の独自性があり、営業上の秘密に属するものと考えられる。これらの情報を公
開することは、業者の今後の営業活動における支障、競争上の不利益が予想されるので、当該情
報は条例第9条第3号本文に該当すると判断する。

（イ）内訳総括表中の項目別の見積金額は、前記（ア）と同様に、条例第9条第3号本文に該当する
と判断する。

（ウ）内訳書又は明細書は、項目別の積算根拠及び積算過程を示す情報であり、業者の独自の手法、
方針等に基づいて作成されているものと認められる。地理情報システムの構築に必要なコストをど
のように積算するかは業者の経営方針にかかわる情報であると考えられ、当該情報は条例第
9条第3号本文に該当すると判断する。

（エ）一位代価表は、内訳書又は明細書の積算根拠及び積算過程の詳細であり、作業内容を示す必要
項目の構成は、業者の営業活動によって獲得したノウハウと認められ、コストをどのように積算
するかは業者の経営方針にかかわる情報であると考えられ、当該情報は条例第9条第3号本文に
該当すると判断する。

結論

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会処理経過

年月日	処理内容
平成 17 年 11 月 21 日	諮問書受理
平成 17 年 11 月 24 日	実施機関の経過及び非公開理由説明（第 6 回審査会）
平成 18 年 7 月 27 日	審議（第 13 回審査会）
平成 18 年 8 月 24 日	審議（第 14 回審査会）
平成 18 年 9 月 28 日	審議及び答申（第 15 回審査会）

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会

役 職	氏 名	備 考
会 長	坂東 行和	四日市大学総合政策学部教授
会長代理	伊藤 裕	鈴鹿国際大学国際学部教授
委 員	伊藤 征記	地元有識者 団体役員
委 員	杉岡 治	弁護士
委 員	杉浦 肇	弁護士